



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- あらたに生じた土地の確認（市町村課） ..... 1
- 字の区域の変更（市町村課） ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 村営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） ..... 3
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の設定（水産課） ..... 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の消滅・2件（水産課） ..... 3
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 3
- 港湾区域の変更（港湾課） ..... 4

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・4件（県民生活課） ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） ..... 5

### 公安委員会事項

- 検定合格者審査の実施 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第726号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮古島市長から同市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地の所在 宮古島市平良字荷川取崎名原645番地4及び645番地9に接する無番地の地先公有水面埋立地
- 2 面積 18,263.39平方メートル

### 沖縄県告示第727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

宮古島市平良字荷川取崎名原645番地4及び645番地9に接する無番地の地先公有水面埋立地18,263.39平方メートルを宮古島市平良字荷川取崎名原に編入し、その区域を変更する。

### 沖縄県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市米須土地改良区から

役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
監事	山城昭次郎	糸満市字米須101番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地

任期 平成20年5月12日から平成22年5月11日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信栄	糸満市字米須418番地
理事	山城芳雄	糸満市字米須80番地
理事	久保田朝明	糸満市字米須180番地
理事	久保田盛栄	糸満市字米須146番地
理事	山里健	糸満市字米須38番地
理事	大田真二	糸満市字米須85番地
理事	徳元彰	糸満市字米須138番地
理事	福元良雄	糸満市字米須204番地
理事	仲宗根保正	糸満市字米須1144番地
理事	玉城肇	糸満市字米須421番地の3
監事	山城昭次郎	糸満市字米須101番地
監事	金城哲男	糸満市字米須183番地
監事	玉城昇	糸満市字大度41番地

**沖縄県告示第729号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、村営土地改良事業計画の変更につき次のとおり同意した。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊江村
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 渡り地地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成20年12月8日

**沖縄県告示第730号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
宜野座加入区	主としてひき縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業）	宜野座村字漢那1677番地の41オアシスサンウェブ203号 上原直彦 宜野座村字宜野座509番地 幸喜稔

**沖縄県告示第731号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成16年沖縄県告示第828号同意の認定をした池間加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県告示第732号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成16年沖縄県告示第832号同意の認定をした名護加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県告示第733号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成20年12月16日から平成21年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 具志川環状線
- 2 供用開始の区間 沖縄市字登川1006番2から沖縄市字登川2134番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月16日

## 沖縄県告示第734号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第4条第4項の規定により、野甫港港湾区域の変更について認可を受けたので、その区域を次のとおり変更する。

平成20年12月16日

野甫港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 港湾名 野甫港
- 2 港湾区域

(1) 変更前 弁の岳（北緯26度59分33秒、東経127度55分36秒）から84度140メートルの地点から146度800メートルの地点まで引いた線、同地点から233度325メートルの地点まで引いた線、同地点から338度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。

(2) 変更後 弁の岳（北緯26度59分46.87秒、東経127度55分29.13秒）から53度248.7メートルの地点から135度33分33.1秒878.4メートルの地点まで引いた線、同地点から233度609.3メートルの地点まで引いた線、同地点から338度49分26.5秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

- 3 認可年月日 平成20年9月19日

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年2月1日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドリームサポートたんぼぼ
- 3 代表者の氏名 櫻木かほる
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字糸満1283番地の2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害があるため一般企業等に就労することが困難な人々に働く場を提供し、働くことが生きる喜びにつながり、人間として豊かな発達が保障され、地域住民と共にあたり前に自立して生きていけるよう援助すると共に、地域福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年2月4日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆい・ハート福祉会
- 3 代表者の氏名 大城幸子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字嘉数480番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体・知的・精神に障害を持つ人たちが、その能力及び適性に応じ地域社会で自立した生活を営むために必要なサービスを提供し、生活相談や地域交流事業、さらに就労支援事業等を行い、障害者福祉の増進及び障害者の自立と権利擁護及び社会参加の実現を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法

人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年2月7日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人清ら衣の会
- 3 代表者の氏名 上江洲美津子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1番地409
- 5 定款に記載された目的 この法人は、和装の着付けの技術を活かして琉装の研究を行い、沖縄及び本土・外国の人々に対して教育・普及活動を行うとともに、琉装文化の継承・発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年2月9日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーバーキャンプ
- 3 代表者の氏名 石嶺美喜夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字嘉数671番地の11
- 5 定款に記載された目的 この法人は、アルコール依存症者に対して、自立支援に関する事業を行い、アルコール依存症からの回復と社会復帰への訓練を以って地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年2月4日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人那覇市体育協会
- 3 代表者の氏名 石川秀雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字識名1227番地（那覇市民体育館内）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーション（以下「スポーツ等」という。）の普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年12月16日から平成21年4月16日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。

平成20年12月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成20年10月31日
- 2 届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) うるまシティプラザ うるま市江洲487番地ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社コーベラ 沖縄市明道一丁目21番5号 代表取締役 當山清則
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社ビッグアクセス 兵庫県西宮市学文殿町一丁目6番4号 代表取締役 石橋龍太郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年7月10日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,370平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 430台  
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台  
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 108.3平方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 52.0立方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口6カ所、出口6カ所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及びうるま市経済部商工課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第161号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年12月16日

沖縄県公安委員会

#### 1 審査種別、日時等

審査種別		定員	審査日時及び場所
空港保安警備業務	一級	10人	(1) 審査日時 平成21年2月4日（水曜日）午前9時30分から午後6時までの間 (2) 審査場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階
	二級	10人	
施設警備業務	一級	10人	
	二級	10人	

交通誘導警備業務	一級	10人
	二級	10人
貴重品運搬警備業務	一級	10人
	二級	10人

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	一級	規則附則第6条第1号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第2号に規定する旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
施設警備業務	一級	規則附則第6条第3号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第4号に規定する旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	規則附則第6条第5号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第6号に規定する旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	一級	規則附則第6条第9号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第10号に規定する旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学 科 試 験		実 技 試 験	
科 目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

4 審査申請手続

(1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成21年1月13日（火曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。）1葉

(イ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

(ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

(3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安

## 全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参のうえ、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
- (1) 審査当日は、午前9時から午前9時20分までに沖縄県警察本部8階の受付で、審査手続を終えること。
- (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- 7 問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3053）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円